資料１

第１６５回愛知県市長会議

提出議案

（未定稿）

第１６５回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	交付税化を理由に廃止した補助金の復活について 知多ブロック　提出	3
第２号議案	補助率に基づく国庫補助金の交付について 知多ブロック　提出	4
第３号議案	婦人（女性）防火クラブ等の防火防災団体に対する財政支援について 東尾張ブロック　提出	5
第４号議案	医療機関に係る消費税制度の抜本的見直しについて 西尾張ブロック　提出	6
第５号議案	国民健康保険に対する財政支援について 西尾張ブロック　提出	7
第６号議案	手話通訳者の育成について 西三河ブロック　提出	8
第７号議案	火葬場施設整備等に対する国庫補助制度の創設について 西尾張ブロック　提出 東三河ブロック　提出	9

第８号議案　展示場の整備推進に係る財政支援について　10
名古屋ブロック　提出

第９号議案　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度の創設について　11
名古屋ブロック　提出

第 10 号議案　プラスチック製容器包装リサイクル制度の見直しについて　12
東尾張ブロック　提出

第 11 号議案　スプレー缶やカセットボンベの処理について　13
西尾張ブロック　提出

第 12 号議案　一宮西港道路の早期事業化について　14
西尾張ブロック　提出

第 13 号議案　自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について　15
東三河ブロック　提出

第 14 号議案　学校施設整備に対する財政支援について　16
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第１号議案

交付税化を理由に廃止した補助金の復活について

知多ブロック　提出

国庫補助金の交付は国の任意となっていますが、特定の施策の実施を奨励、助長するものであり、都市自治体が事業を継続的に実施する上での貴重な財源となっています。とりわけ人口急増時代に建設した社会教育施設などは、経年劣化が進んでおり、今後、施設の維持・管理に多額の費用を要することが想定されることから、建替え及び大規模改修は市費単独では実施できない状況となっています。しかしながら、社会施設整備交付金は、平成９年度を最後に廃止され、平成１０年度からは普通地方交付税（以下「交付税」という。）として措置（以下「交付税化」という。）されております。

補助金については、交付税化することによって、財源と事業の関係が不明確となり、さらに交付税の算定は年度当初に行われるため、予算編成時において正確な額を見込むことが困難です。その結果、財政力の弱い都市自治体では喫緊の課題への対応が優先され、補助金の減額によって事業の縮小、見直しを迫られているのが現状で、事業の継続性の確保が難しくなっています。

このような状況であるにも関わらず、国は都市自治体へ交付する補助金を廃止し、代わりに交付税化による対応を妊婦健康診査支援基金事業費補助金や後期高齢者医療制度特別対策補助金などの事業でも進めてきましたが、これ以上補助金が廃止され交付税化が進んでしまうと、実施が困難な事業がでてくる恐れがあります。

よって、国におかれては、**交付税化を理由に補助金を減らす対応を止め、事業実施に基づく補助金を交付するとともに、交付税化を理由に廃止された補助金を復活するよう要望します。**

第２号議案

補助率に基づく国庫補助金の交付について

知多ブロック　提出

国庫補助金は、国の財源不足を理由に、都市自治体に対して支援・奨励すべき事業費補助金などに、調整率を乗じて得た額を交付額とすることにより、大幅に減額し予算の範囲内に収める対応をとっています。また、社会資本整備総合交付金など交付申請額を大きく下回るような交付決定も見られます。

本来の算定額よりも補助金を減額された都市自治体は、事業の見直しが必要となりますが、記念事業や市民と完成時期を約束している政策的な事業あるいは緊急を要する道路の維持修繕事業など、年度途中での事業見直しが困難な場合も多く、減額分を一般財源で負担せざるを得ないのが実態となっています。今後とも、このような状況が続けば一般財源での負担が困難になり、事業を先送りせざるを得ず、市民生活に多大な影響を及ぼすことにもなります。

よって、国におかれては、**国庫補助金の趣旨、制度をしっかりと踏まえて、設定された補助率による全額交付を行うよう要望します。**

また、やむを得ず補助金の減額措置を行う場合は、都市自治体に対して当初予算編成後に新たな予算確保をさせないよう事前通知などの情報提供を行うよう要望します。

第３号議案

婦人（女性）防火クラブ等の防火防災団体に対する財政支援について

東尾張ブロック　提出

婦人（女性）防火クラブは、家庭における火災を予防するために昭和３７年の消防庁通知により全国的に活動していますが、これまでに国及び県からの財政支援は受けておらず、各自治体の補助金等で活動しているのが現状です。

そのため、自治体の限られた予算内では例年どおりの事業を実施することにとどまり、新規の事業や突発的な事業に対応することに苦慮しています。例えば、豊明市婦人防火クラブでは、婦人から女性へと名称を変更するため、被服の整備を計画していますが、在籍支部数が多いことから整備する被服費が高額になり対応することができず、啓発活動等も縮小せざるを得ないのが現状です。このような状況を回避するためにも、婦人（女性）防火クラブ等の防火防災団体が国及び県からの財政支援を受けることができれば、火災予防の啓発活動や防火防災訓練等を幅広く、かつ効果的に実施することができるようになります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、「国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を支援するために必要な援助を行うものとする。」と規定されており、婦人（女性）防火クラブへの財政支援は、地域の防災力を向上させることに大きく寄与することでもあります。

よって、国におかれては、**婦人（女性）防火クラブ等の防火防災団体を活性化させ、より積極的に活動できるようにするため財政支援を講じるよう要望します。**

第４号議案

医療機関に係る消費税制度の抜本的な見直しについて

西尾張ブロック　提出

病院事業においては、収入の多くを占める社会保険診療の給付が非課税収入となっていますが、仕入れで支払った消費税のほとんどが控除対象外消費税となっているため、病院が負担しているのが現状です。

消費税率が平成２６年４月に５％から８％に引き上げられましたが、控除対象外消費税の解消については、増税時に診療報酬の中に手当されているものの十分ではなく、逆に増税により控除対象外消費税が増大し、病院の経営は圧迫されています。

医療環境の厳しさが増す中、自助努力により経営の安定化に努めてきましたが、経営は年々厳しくなっており、赤字経営を余儀なくされています。

しかしながら、公立病院の経営の安定化を図ることは地域医療・不採算医療や保健衛生行政を進める都市自治体にとって、大変重要なことです。そのため、赤字経営になった場合、公立病院存続のために一般会計から予定以上の繰出金を出すことは必要な措置ではありますが、人口減少・少子高齢化に対する福祉経費の増大が予見されるため、一般会計から繰出金を出し続けることは、都市自治体自体の運営にも多大な影響を与えることになります。

よって、国におかれては、**医療機関に係る消費税制度について、これまでのような「診療報酬に上積み」することでは問題の根本的な解決にはならないため、医療機関に係る消費税制度の抜本的な見直しを要望します。**

第５号議案

国民健康保険に対する財政支援について

西尾張ブロック　提出

現在、我が国では、高齢化の進展などにより医療費が毎年増加し、平成２７年９月に厚生労働省が発表した「平成２６年度の医療費の動向」では、概算医療費が４０兆円となり、将来にわたり国民皆保険制度をいかに堅持していくかが大きな課題となっています。なかでも、国民皆保険の最後の砦である国民健康保険は、加入者年齢が高く医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱え、多くの市町村が一般会計から多額の繰出金を負担し支えているのが現状です。

近年、医療技術の高度化や高額な新薬の開発により、救われる患者が多くなる一方、著しく高額な医療費が必要になるケースが発生しています。通常、保険者は医療費の７割分を負担するので、医療費が高額になれば保険者の負担も増加します。特に高額の医療費については、自己負担に上限が設けられているため、保険者の負担はさらに増加します。加えて、疾病が厚生労働大臣の指定する高額長期疾病（特定疾病）である場合、医療費がいくら高額でも自己負担は１万円となり、残りは全額保険者が負担することになるため、国保財政が大きく圧迫される要因となっています。

よって、国におかれては、**著しく高額な医療費が発生した場合、保険者への財政的な影響を緩和するため、国による財政支援を講じるよう要望します。**

第６号議案

手話通訳者の育成について

西三河ブロック　提出

自治体は、国が示す養成カリキュラム等に基づき手話通訳者を養成しています。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条に規定する市町村地域生活支援事業により市町村が「手話奉仕員養成研修事業」を、第７８条に規定する都道府県地域生活支援事業により都道府県が「手話通訳者養成研修事業」を実施しています。

しかしながら、入学式等学校行事が多い時期や、自治体等によるイベントが集中する季節の週末には、手話通訳者を確保することが困難な状況です。また、障害者差別解消法が平成２８年４月１日に施行されるなど、今後手話通訳者の需要がさらに高まると考えられることから、手話通訳者を育成することが急務であると考えます。

そのためには、手話奉仕員養成研修の修了者が円滑に手話通訳者養成研修を受講できる体制が必要であると考えます。

現状、手話通訳者養成研修は手話奉仕員養成研修と比べ、難易度が著しく高く、また開催場所も少ないため、受講者にとって難しい状況であります。しかしながら、都市自治体が単独で、手話奉仕員養成研修の修了者に対して、新たな研修を行うことは、講師やカリキュラムなど物的、人的資源の確保が難しいことから困難です。そのため、国がカリキュラムやテキストを作成のうえ講師の養成をし、県がブロック単位等で、実施するような研修制度を創設されることを切望しております。

よって、国におかれては、**手話通訳者の育成のために、手話奉仕員養成研修の修了者が円滑に手話通訳者養成研修を受講できるような研修制度を確立するよう要望します。**

第７号議案

火葬場施設整備等に対する国庫補助制度の創設について

西尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

高齢化の進行による死亡者の増加により、現在の火葬場の施設能力では、火葬需要に応じられない状況が訪れることが予想されます。また、全国的に見ても、多くの施設で老朽化が進んでおり更新の時期を迎えることとなります。

上下水道やごみ処理施設等の生活環境施設と異なり、火葬場及び併設される葬儀式場の施設整備に対する国庫補助制度はありません。そのため、改修や施設整備が困難になっている自治体が見受けられ、近隣に施設を有しない自治体もあることから、市外の火葬の受入をしている施設もあります。したがって、施設を有する自治体と未だ施設を有しない自治体との不公平が生じており、是正が必要であると考えます。

施設整備に際しては、無臭・無煙という衛生施設、省エネルギーを配慮した近代的な多くの機能を有する施設として、そして、最期を送る場にふさわしい施設にと、利用者その他から要望等が寄せられています。そのため、新技術の導入をはじめ、住民のニーズに応えるべく施設整備が必要になりますが、少子高齢化による人口減少、厳しい財政状況のため、多額の施設整備費が地方財政を大きく圧迫してします。

また、火葬場及び併設される葬儀式場の運営には、維持管理費や修繕費など、長年に渡って多額の経費が必要であり、地方財政にとって恒常的な負担となっています。

よって、国におかれては、**火葬場及び併設される葬儀式場の施設整備、維持管理・修繕に伴う国庫補助制度の創設を要望します。**

第８号議案

展示場の整備推進に係る財政支援について

名古屋ブロック　提出

国においては、「日本再興戦略」が策定され、成長戦略が押し進められているところですが、その中で、国際的な情報発信力の強化を図る方策として、展示場の新設・拡張の促進を行うこととされています。

しかしながら、展示場施設整備に対する財政支援制度は現在のところ設けられていませんが、国際展示場は、都市自治体の産業振興にとって不可欠な社会インフラであります。

また、社会資本整備総合交付金では、展示場を高次都市施設と位置付けた場合、交付対象事業となりますが、交付限度額が投資規模に比して極めて少額となります。加えて、補助の要件として、次期都市再生整備計画の策定とともに、国との綿密なすりあわせが必要となります。

よって、国におかれては、**産業や都市の国際競争力強化につながる展示場の整備及び機能強化に対する財政支援制度の早急な創設あるいは社会資本整備総合交付金について、展示場を交付対象事業の新たな区分として位置付け、投資額に見合った補助率や限度額の設定など、制度の拡充を図るよう要望します。**

第９号議案

亜炭廃坑処理に対する支援制度の創設について

名古屋ブロック　提出

戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でした。愛知県内においても名古屋市、春日井市、小牧市、長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような陥没事故が発生する恐れが大きいと考えます。

名古屋市守山区中志段味地区では、組合による土地区画整理事業が施行中ですが、組合設立前から既存の密集市街地の下には亜炭廃坑が広範囲に存在することが想定されています。また、この地区では現実に家屋の庭先など、人的被害に繋がりかねない場所で小規模な陥没が度々発生しており、直近では平成２７年５月に陥没被害が発生しました。そのため、亜炭廃坑対策については、本来の原因者ではない組合が厳しい経営状況にもかかわらず対策費用の負担を強いられる状況となっており、事業を進める上で喫緊の課題となっています。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策の必要性が叫ばれていることや、将来、リニア中央新幹線の整備においてもルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、亜炭廃坑処理を迅速に行い、安全な市街地の開発・まちづくりを進めるためにも、国による支援制度の早期創設が必要です。

よって、国におかれては、**亜炭廃坑処理を実施する団体に対し、調査、充填工事等に必要な費用に対する支援制度の創設を要望します。**

第 10 号議案

プラスチック製容器包装リサイクル制度の見直しについて

東尾張ブロック　提出

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第６条により、市町村はプラスチック製容器包装（以下「プラ容器」という。）の収集運搬、中間処理を行う責務を負っていますが、プラ容器の分別が進むとともに、都市自治体の費用負担が増加しています。

プラ容器の再商品化は、再商品化の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）が、プラ容器を製造、販売等する業者（以下「事業者」という。）と市町村から委託料を受け取り行っています。なお、容リ協での再商品化費用が想定よりも少なく済んだ時には、その少なく済んだ分のうちの半分が、事業者側から自治体へ拠出金として支払われます。しかしながら、拠出金は年々減少傾向にあり、自治体の負担は増加しています。

また、容リ協での再商品化は、材料リサイクルやケミカルリサイクルなどのリサイクル方法（再商品化手法）にかかわらずガイドラインが統一化されているため、住民や自治体はプラ容器の洗浄や複雑な選別をしなければならず、分別や中間処理に係る負担も大きくなっております。

よって、国におかれては、**容リ協が実施している再商品化費用の支払いについて、事業者責任の強化・明確化を図り、収集運搬と中間処理に係る費用を事業者負担とすることを要望します。**

また、住民の分別作業と市町村の中間処理の負担軽減を図るため、リサイクル方法に応じた分別基準を定めるとともに、自治体がリサイクル方法を柔軟に選択できる仕組みの確立を要望します。

第 11 号議案

スプレー缶やカセットボンベの処理について

西尾張ブロック　提出

稲沢市では、毎年度５件程度発生する収集車の車両火災を防ぐため、スプレー缶やカセットボンベは、必ず中身を使いきり風通しの良い屋外で穴をあけてから資源として排出する分別としています。

しかしながら、資源として排出されず不燃ごみに混入している場合は、１袋に１～２本であれば作業員が穴を開けて収集し、多量の場合は収集できない理由を記載した警告シールを貼付し、排出者へ気付きを促す取扱いをしています。

そのため、穴開けをせずに排出されるものが増えると、収集時の安全、収集効率の確保のため、当該品目のみでの分別収集が必要となり、収集コスト、内容物及びガスの飛散に対応した処理コストも問題となります。

このような状況の中、平成２７年６月２５日付の環境省事務連絡「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」において、スプレー缶やカセットボンベの排出時に穴開けをしない方法が望ましい旨の通知がされておりますが、これらの排出方法及び処理については、自治体ごとに対応が異なっており、実態として一律的な取り扱いがされていない現状であります。

よって、国におかれては、**都市自治体が過度の負担をすることがないよう、スプレー缶やカセットボンベの製造元並びに販売店等業界に対し、安全に配慮した使用方法と併せ、使用後の適切な処理及びリサイクル方法について消費者に周知させるとともに、業者による製品回収を義務付けるよう要望します。**

第 12 号議案

一宮西港道路の早期事業化について

西尾張ブロック　提出

西尾張地域では、道路等インフラ整備の遅れもあり、地域経済力が低下し、都市としての成長力が弱まっています。

こうした中、一宮西港道路整備は、地域相互の交流促進に繋がり、地域社会の発展・開発に与える効果は図り知れないものであります。

また、西尾張の南部に位置する地域は、我が国最大の海抜ゼロメートル以下の地域であり、大規模災害時には河川海岸堤防の崩壊・沈下を原因とする浸水被害が危惧されており、一宮西港道路の整備は、災害時の非難経路や救援活動としての役割を担うことを期待されている道路であります。

愛知県広域道路整備計画（平成５年１２月策定、平成１０年６月見直し）では、一宮西港道路は、平成１０年６月に地域高規格道路の「計画路線」に指定された県内１２路線のうちの１路線でありますが、その後の進捗が滞っており、事業化の目途が立っておりません。

よって、国におかれては、**海抜ゼロメートル地帯における災害時の避難経路や救助活動の主軸となるという観点からも吟味され、一宮西港道路の事業化を一刻も早く行っていただくよう要望します。**

第 13 号議案

自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について

東三河ブロック　提出

三河港は、自動車産業を中心とした産業の集積地となっており、輸入自動車については、金額・台数ともに２３年連続日本一を記録し、国内シェア５３％を取り扱う等、日本経済を牽引する港として重要な地位を構築してきました。

しかしながら、その多くを扱う神野地区では、船舶の大型化による岸壁の延長不足や完成自動車と一般貨物の混在により、複雑なバースの利用調整を余儀なくされるなど、円滑な荷役作業に支障をきたしています。

また、名豊道路（国道２３号）など広域幹線道路の整備が進む中、三河港のアクセス道路となる臨港道路の強化が課題となっています。

田原地区や御津地区においては、広域幹線道路へのアクセスや岸壁の水深不足などが企業立地のボトルネックとなっており、企業立地促進のための、臨港道路及び岸壁を早急に整備する必要があります。

よって、国におかれては、**第６次三河港港湾計画に基づき、貨物の混在及び岸壁延長不足解消のための岸壁の整備や完成自動車保管用地及び積出用地の整備、並びに三河港のアクセス強化及び企業立地促進のための臨港道路の整備や岸壁の整備等、自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備について早急に実施するよう要望します。**

第 14 号議案

学校施設整備に対する財政支援について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

学校施設においては、優先度の高い特別教室への空調設備を整備してきたため、児童生徒が１日の大半を過ごす普通教室は、費用の面から未整備となっており、保護者などからは、快適な学習環境の整備を求める声が多く寄せられています。

しかしながら、普通教室への空調設置となると、莫大な費用が必要となり、学校施設環境改善交付金の交付率３分の１、そして現在の基準単価では、早期かつ一律的に実施していくことが困難な状況です。

また、学校施設の大半は、昭和４０年代、５０年代に設置されており、老朽化対応が深刻な課題となっているため、老朽化の進む校舎やトイレの大規模な改修が必要となります。しかしながら、大規模改造事業に対する学校施設環境改善交付金の採択は、大変厳しい状況となっています。

地方財政逼迫の中で一度に複数校の大規模改造事業を手掛ける余裕はなく、小中学校全てでこの事業を終えるには相当の年数が必要となります。そのため、大規模改造事業の施工順位の遅い学校では、小規模な改修を行って急場をしのいでいますが、こうした工事では、学校施設環境改善交付金の下限額の基準を満たさないケースや改修面積が全体面積の７０％以上を満たさないケース、またプールの老朽化対策のようにそれ自体が交付金対象とならない場合もあります。

さらに、単一の事業で複数校の工事を行う場合には、大規模改造（老朽）エコ改修事業を除いて学校単位での下限額設定となっているため、その多くが交付金の対象とはならず、学校改修の予算確保に苦慮しています

よって、国におかれては、**小中学校の大規模改造事業に対する学校施設環境改善交付金ついて、確実に財源を確保していただくとともに、補助対象要件の緩和及び補助率の引上げなど、さらなる制度の拡充を要望します。**